



® 平成 30 年 2 月 13 日 (火)

No. 14626 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

特許無効審決(不成立)取消請求事件

「分散組成物及びスキンケア化粧料並びに分散組成物の製造方法」
発明(特許第5046756号)の進歩性誤認事件 [上] (全2回)

—平成28年(行ケ)第10092号、平成29年10月25日判決言渡—

1 「商品名 エフ スクエア アイ インフィルトレート セラム リンクル エッセンス」に関する有限会社久光工場のウェブページ(甲1ウェブページ、引用発明1)に基づく本件発明の容易想到性の判断について(取消事由1)

特許無効審決(不成立)の審決取消訴訟において、判決は、甲1ウェブページが、本件出願日前に、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったものであることを前提として、引用発明1に基づき本件発明が容易に発明することができたとの無効理由2は、その前提に誤りがあり、結局、本件発明は、引用発明1に基づき容易に発明をすることができたとはいえないから、無効理由2によって、本件特

21世紀は 知力・英知 の時代

創立 1922 年

特許業務法人 英知国際特許事務所

所長弁理士 岩崎 孝治

所長代理弁理士 七條 耕司

副所長弁理士 小橋 立昌

弁理士 鈴木 康裕

意匠部長弁理士 関口 剛

弁理士 樋口 正樹

弁理士 紀田 馨

国際部長弁理士 田口 滋子

商標部長弁理士 岩崎 良子

特別顧問弁理士 細井 貞行

管理部長 菅野 公則

特別顧問 岡本 清秀

【東京本部】 〒112-0011 東京都文京区千石4-45-13 TEL: 03-3946-0531(代)

【虎ノ門サテライト】 TEL: 03-6206-6479

【帯広支部】 TEL: 080-6516-4160

【仙台支部】 TEL: 022-266-5580

【山形支部】 TEL: 023-651-6102

【神奈川支部】 TEL: 045-532-3827

【浜松支部】 TEL: 080-2077-6544

【名古屋支部】 TEL: 090-4227-5957

【大阪支部】 TEL: 090-6269-0885

URL: <http://www.eichi-patent.jp>

許を無効とすることはできないと判断した審決の結論に誤りはないことになると判示し、原告の請求を破棄した事例である。

2 「■アスタキサンチン-LSC1 (水溶性液体、化粧品用途)」(甲5文献、引用発明5)に基づく容易相当性の判断の誤りについて(取消事由2)

同じく審決取消訴訟において、本件発明1は、引用発明5に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものということとはできないから、これと同旨の審決の判断に誤りはなく、原告主張の取消事由2は理由がない。なお、本件発明2～4は、本件発明1に更に限定を加えるなどしたものであり、引用発明5とは、少なくとも、認定の各相違点で相違するものであるから、同様にその容易想到性を否定した審決の判断にも誤りはないと判示し、原告の請求を破棄した事例である。

3 「「Astabio AW05」製品の未使用のラベル」(甲9の1文献、引用発明9の1)に基づく容易想到性の判断の誤りについて(取消事由3)

同じく審決取消訴訟において、判決は、甲9の1文献が、本件出願日前に、頒布された刊行物であることを前提として、本件発明が引用発明9の1に基づき容易に発明することができたとする無効理由4は、その前提に誤りがあり、無効理由4によって、本件特許を無効とすることはできないと判断した審決の結論に誤りはないと判示して原告の請求を破棄した事例である。

第1 裁判所の判断

1 本件発明について

(1) 本件明細書には、以下の記載があるとした(具体的な記載を省略)。

(2) 上記(1)により、本件発明の概要(ア 技術分野、イ 背景技術、ウ 発明が解決しようとする課題、エ 課題を解決するための手段、オ 本件発明の効果)を認定した(具体的な記載を省略)。

2 取消事由1(引用発明1に基づく容易想到性の判断の誤り)について

(1) 甲1ウェブページについて

被告は、甲1ウェブページは、本件出願日前の平成19年6月14日の時点では公開されていなかったと主張する。取消事由を検討する前提として、甲1ウェブページについて、本件出願日前に、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったものであるかを検討する。

ア 甲1ウェブページの記載事項

甲1ウェブページには、以下の事項が記載されている。

(ア)「商品名 エフ スクエア アイ インフィルトレート セラム リンクル エッセンス
販売元 フジフィルム

発売日 2007/01/15

分類 ジェル・美容液・・・」

(イ)「以下の商品の全成分リストと類似性があります

商品名	類似性指数
アスタリフト エッセンス(フジフィルム)	78
アスタリフト ローション(フジフィルム)	72
アスタリフト クリーム(フジフィルム)	54」

イ 検討

甲1ウェブページには、前記アのとおり、「以下の商品の全成分リストと類似性があります」との記載に続いて、「アスタリフト エッセンス(フジフィルム)」、「アスタリフト ローション(フジフィルム)」及び「アスタリフト クリーム(フジフィルム)」との商品名が記載されているところ、証拠(乙1の1、2、乙4、5)及び弁論の全趣旨によれば、上記各商品は、いずれも、平成19